

## 文京区特別区税条例の一部を改正する条例案の主な内容

### 1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

### 2 改正内容

#### (1) 公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し（第 24 条の 3）

所得税において扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金受給者のうち、一定の者については申告を要することとする。

#### (2) 区民税に係る課税の特例の延長

##### ア 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（付則第 3 条）

スイッチ OTC 医薬品の購入費に係る部分はその適用期限を撤廃し、それ以外の医薬品の購入費に係る部分はその適用期限を 5 年間延長する。

##### イ 住宅借入金等特別税額控除の延長（付則第 3 条の 5）

適用期限を 5 年間延長し、居住年が令和 12 年までである住宅について適用する。

##### ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例（付則第 4 条）

適用期限を 3 年間延長し、令和 12 年度までとする。

##### エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例（付則第 11 条）

適用要件の見直しを行った上で、適用期限を 3 年間延長し、令和 11 年度までとする。

#### (3) 軽自動車税の税率の特例の延長（付則第 6 条）

軽自動車税のグリーン化特例（税率 75% 軽減の対象車に限る。）について、適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

#### (4) その他規定の整備

### 3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)、2(2)ア及びイ並びに 2(4)の一部については令和 9 年 1 月 1 日、2(2)エのうち適用要件の見直しに係る部分及び 2(4)の一部については令和 10 年 1 月 1 日。